

◎佐賀県条例第16号

佐賀県社会福祉法施行条例の一部を改正する条例  
 佐賀県社会福祉法施行条例（平成25年佐賀県条例第17号）の一部を次のように改正する。  
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(授産施設に係る県基準)  <b>第5条 略</b></p>	<p>(授産施設に係る県基準)  <b>第5条 略</b>  <u>(無料低額宿泊所に係る県基準)</u>  <b>第6条</b> <u>法第68条の5第1項の規定により条例で定める社会福祉住居施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉住居施設の運営についての基準のうち無料低額宿泊所（法第2条第3項第8号に規定する事業を行う施設をいう。以下同じ。）に係るものは、次に掲げるものとする。</u>  <u>(1) 無料低額宿泊所の長は、第3条第1項第1号アからカまでに掲げる者のいずれにも該当するものでないこと。</u>  <u>(2) 無料低額宿泊所は、その経営について、第3条第1項第1号アからカまでに掲げる者の実質的な関与を受けてはならないこと。</u>  <u>2 佐賀県生活保護法施行条例第3条第1項第2号から第4号まで及び第8号の規定は、無料低額宿泊所について準用する。この場合において、これらの規定中「救護施設等」とあるのは「無料低額宿泊所」と、「利用者」とあるのは「入居者」と、同項第8号オ中「、定期的に避難」とあるのは「、少なくとも1年に1回以上、定期的に避難」と読み替えるものとする。</u>  <u>3 前2項に定めるもののほか、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準は、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令</u></p>

改正前	改正後
	<p>和元年厚生労働省令第34号。以下「省令」という。)で定める基準とする。この場合において、省令第11条第3項及び第4項中「第6条第1項及び第3項」とあるのは「佐賀県社会福祉法施行条例（平成25年佐賀県条例第17号）第3条第1項第1号ウからカまで並びに第6条第1項及び第3項」と読み替えるものとし、同令第12条第6項第1号ハただし書の規定は、適用しない。</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。